◎積立金の繰越承認の考え方

以下の利益について繰越を承認する。

- (1)経営努力により生じた利益(※)
- (2)24年度に費用計上されるべきものであるが、法人の責めに帰さない理由により、25年度に費用計上されることにより生じた利益

※ 経営努力認定の考え方

【前提条件】

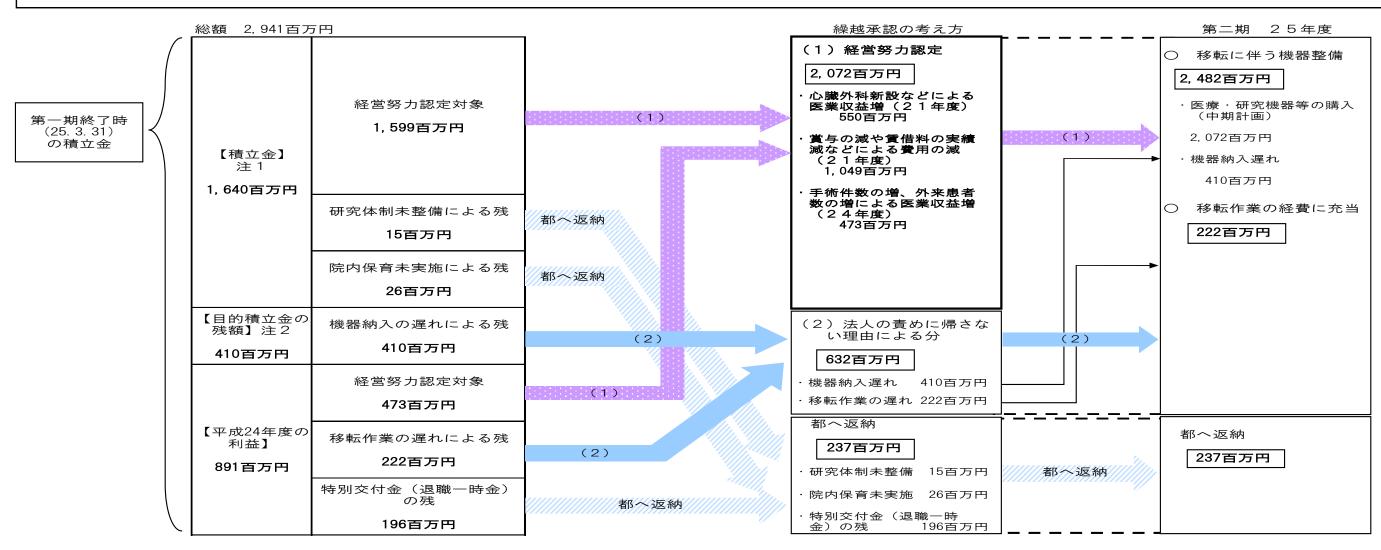
積立金が発生した年度の業務実績に関する評価委員会の評価において、「S」「A」「B」の評価項目が全体の80%以上であること

【認定の基準】

下記のいずれかに該当する場合に認定する。

(「地方独立行政法人会計基準・注釈 第72」における、非公営企業型の毎事業年度の剰余金繰越の考え方を準用)

- ① 医業収益・研究事業収益等の自己収益の増によるもの
- ② 業務の効率化等による費用減によるもの
- ③ その他法人が経営努力によると立証したもの



注1 積 立 金:21年度の利益剰余金で、法人運営が安定するまで、2年目以降の決算で損失が生じた場合に損失を補填する。

注2 目的積立金:22、23年度の利益剰余金で、中期計画で定める使途(病院施設の整備、環境改善、医療機器の購入等)に充てる。